

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-25)

施策名	目標5-4 動物の愛護及び管理					
施策の概要	飼い主による終生飼養等の適正な飼養、動物取扱業の適正化、都道府県等に引き取られた犬猫の返還・譲渡等を推進することにより、人と動物の共生する社会の実現を図る。					
達成すべき目標	自治体における犬及び猫の引取り数の減少(減少傾向維持)、自治体における犬及び猫の殺処分数の減少(平成30年度比50%減となる2万頭)。					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	283	348	514	465
	補正予算(b)	-	-	-	-	
	繰越し等(c)	▲39	45	▲66		
	合計(a+b+c)	244	393	448		
執行額(百万円)	238	301	400			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	自治体における犬及び猫の引取り数の減少	基準値	実績値					目標値	達成
		H30年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R12年度	○
		92千頭	114千頭	101千頭	92千頭	86千頭	-	減少傾向維持	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-		
	令和12年度までに自治体における犬及び猫の殺処分を約2万頭(平成30年度比50%減)に引き下げる。	基準値	実績値					目標値	達成
		H30年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R12年度	-
38千頭		56千頭	43千頭	38千頭	33千頭	-	20千頭		
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 令和元年度の自治体における犬及び猫の引取り数は86千頭で、平成30年度より6千頭減少しており、減少傾向を維持した。また、殺処分数は33千頭で、平成30年度の38千頭から5千頭減少した。
	施策の分析	これまで、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本指針(以下、「基本指針」という。)」に基づき、平成35年度までに自治体における犬及び猫の引取り数を10万頭(平成16年度比75%減)とすることを目標として施策を評価してきたが、本目標については平成30年度に達成された。令和元年の動物愛護管理法改正を踏まえ、令和2年4月に改定された基本指針において、犬及び猫の引取り等に関する目標が見直され、自治体における犬及び猫の殺処分数の減少(平成30年度比50%減となる2万頭)を目指すこととなった。 不必要な殺処分を削減するためには、適正飼養推進にかかる普及啓発等による引取り数の減少、マイクロチップの装着等所有明示措置による返還率の向上、譲渡促進が重要である。相当程度進展が確認されているため、引き続き施策を継続することが重要である。また、改正動物愛護管理法の施行を踏まえた動物取扱業の基準の具体化に伴い、譲渡促進に資する取組を一層強化する必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 次期目標設定の検討に当たっては、取組の進捗を踏まえ情報収集を行うこととする。 【測定指標】 ・自治体における犬及び猫の引取り数の減少 ・令和12年度までに自治体における犬及び猫の殺処分を約2万頭(平成30年度比50%減)に引き下げる。 自治体による犬猫の引取り数は大きく減少し、旧目標が達成された一方で、殺処分を減らすことを優先した結果、譲渡適性のない個体の譲渡による咬傷事故の発生、譲渡先における過密飼育等の問題が生じているとの指摘も踏まえ、動物の適正飼養を推進しつつ、殺処分を減らすこととし、指標を引取り数から殺処分数に変更した。併せて、殺処分の理由を把握するため区分を設け、調査を実施している。今後はこれらの状況を注視しつつ、次期目標について検討を進める。

学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会動物愛護部会において、動物愛護管理施策の進捗状況を報告するとともに、出された意見を施策に反映している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	動物愛護管理行政事務提要
---------------------------	--------------

担当部局名	自然環境局 動物愛護管理室	作成責任者名	長田啓(動物愛護管理室長)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	------------------	--------	---------------	----------	--------